

第九十回 参議院 地方行政委員会 會議録 第二号

昭和五十四年十二月十一日(火曜日)
午前十一時四分開会

委員の異動

十二月七日

辞任

赤桐 操君
丸谷 金保君

補欠選任

志苦 裕君
野口 忠夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

後藤 正夫君

委員

衛藤征士郎君
金丸 三郎君
佐藤 三吾君
神谷信之助君

加藤 武徳君
金井 元彦君
鈴木 正一君
山内 一郎君
小山 一平君

志苦 裕君
野口 忠夫君
阿部 憲一君
上林繁次郎君

衆議院議員

代理 地方行政委員長

石川 要三君

国務大臣

自治 大臣

後藤田正晴君

政府委員

自治省行政局長
事務局長

宮尾 盤君

事務局側

常任委員会専門員

高池 忠和君

本日の会議に付した案件

○昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○高校増設のため地方税財政制度改善に関する諸願(第一四三号外六件)

○肢体障害者の駐車許可証に関する諸願(第二五八号)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員長(後藤正夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る七日、赤桐操君及び丸谷金保君が委員を辞任され、その補欠として志苦裕君及び野口忠夫君が選任されました。

○委員長(後藤正夫君) 次に、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。後藤田自治大臣。

○国務大臣(後藤田正晴君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員共済組合の退職年金等について、さきに、第八十八回国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律による改正内容に準じ、その額の引き上げ等の措置を講ずることとするほか、地方公務員共済組合の年金制度の現状に顧み、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得者に対する退職年金の支給制限、退職一時金制度の廃止等の措置を講じようとするものであります。また、地方議会議員の退職年金等についてもその額を改定するとともに、地方団体関係団体職員の年金制度について地方公務員共済組合制度の改正に準ずる所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度の改正に関する事項についてであります。

まず、その一は、地方公務員共済組合が支給する退職年金等について、恩給の増額改定の措置に準じ、その額を引き上げることとあります。すなわち、昭和五十三年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等について、本年四月分から平均約三・六%増額するとともに、昭和五十二年の退職者のうち同年度中に改正が行われた給与条

例等の給料に関する規定の適用を受けずに退職した者に係る年金額の改定について特例措置を講ずることとしております。

その二は、恩給における最低保障額の引き上げ及び老齢加算の改善に伴い、退職年金等の最低保障額を引き上げるとともに年金条例職員期間等を有する八十歳以上の高齢者に係る退職年金等の算出率の特例について改善することとしております。

その三は、遺族年金に係る寡婦加算の額を遺族の置かれていた特別な事情にかんがみ、年額一万

二千円引き上げることとしております。

その四は、退職年金等の支給開始年齢について、年金受給者の高齢化等に対応して、地方公務員共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ること等の見地から、現行の五十五歳を六十歳に引き上げることとしております。

なお、この支給開始年齢の引上げについては、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることとしております。

その五は、高額所得を有する退職年金受給者について、年金の一部の支給を停止することとしております。

その六は、減額退職年金の受給を選択できる場合を、原則として、五十五歳からに限定するとともに、減額率についても保険数理に適合するものに改めることとしております。

なお、これらの改正についても、所要の経過措置を講ずることとしております。

その七は、すでに通算年金制度が樹立されていることから、現行の退職一時金制度を廃止することとし、別途、厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けることとしております。

その八は、公庫等に出向する職員について、現在の厚生年金と共済年金の二重加入の状態を解消するため、五年を限り、公庫等に出向している期間については共済組合の組合員とすることとしております。

その九は、長期給付における公的負担について、当分の間の措置として、総財源の一分相当を特別に負担することとしております。

その十は、職員に該当しない地方公務員で特定の事務に従事していたものから引き続いて同一の職務に従事する職員となった者について、時限的に、特例年金制度を創設することとしております。

以上のほか、特別の事情により公務上死亡した者の遺族の範囲の緩和、警察職員に対する特例年金制度の廃止、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引き上げ等所要の改正を行うこととしております。

第二は、その他の年金制度等の改正に関する事項であります。

すなわち、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、その額の増額改定を行うとともに、地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務員共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。

以上が昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の理由及びその内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(後藤正夫君) 本案は、衆議院において修正議決されております。この際、衆議院における修正部分について、衆議院地方行政委員長代理理事石川要三君から説明を聴取いたします。石川要三君。

○衆議院議員(石川要三君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正の趣旨及び内容を御説明申し上げます。まず、修正の趣旨につきまして申し上げますと、御承知のとおり、政府原案は、すでに第八十八回国会において成立いたしております恩給法等の改正内容に準じて年金額の引き上げを行うとともに、年金制度の改正として年金の支給開始年齢の引き上げ等を行うものであります。

そのうち、支給開始年齢の引き上げにつきましては、高齢化社会の到来を迎え、また、年金財政の将来を展望いたしますと、制度改正もやむを得ないものと思われおりますが、諸般の情勢により法律の成立がおくれました関係から諸準備

に要する時間的余裕を保ち、制度の急変を避けて共済組合制度の円滑な運営を図るため、その施行を若干おくらせる必要があると認め、修正を行うこととしたものであります。

次に、修正の内容を申し上げますと、政府原案においては退職年金等の支給開始年齢の引き上げ等の実施期日は、昭和五十五年一月一日と定められておりましたのを昭和五十五年七月一日に改めるとともに、これに伴いまして所要の規定の整理を行うこととしております。

以上が修正の趣旨及び内容であります。何とぞ、皆様方の御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(後藤正夫君) 以上で説明の聴取は終わりました。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(後藤正夫君) 速記を起こしてください。

○委員長(後藤正夫君) 次に、諸願の審査を行います。第一四三号高校増設のため地方税財政制度改善に関する諸願外七件を議題といたします。

これらの諸願につきましては、便宜理事会で協議いたしました結果、第一四三号高校増設のため地方税財政制度改善に関する諸願外六件は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第二五八号肢障害者の駐車許可証に関する諸願は保留することに意見が一致いたしました。

つきましては、理事会の申し合わせどおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(後藤正夫君) 次に、継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、本案の継続審査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(後藤正夫君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

地方行政の改革に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(後藤正夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

〔参照〕

地方行政委員会付託諸願中採択一覽表(七件)

第一四三号、第一五一号、第一五九号、第一七三号、第一八三号、第一八八号、第二四九号 高校増設のため地方税財政制度改善に関する諸願

十二月十日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十二月四日)

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載 小字及び一は修正)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条の二」を「第九十九条」に改める。

第二条第三項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第四十条第二項中「もとの」を「元の」に改め、同条第三項本文中「もとの」を「元の」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、前後の組合員期間を合算した期間が二十年に達しないときは、通算退職年金又

は脱退一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りでない。

第六十条中「いう」を「いう。第三百三十一条第一項において同じ」に改める。

第七十四条第四号中「退職一時金」を「脱退一時金」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を削る。

第七十六条第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に、「行なう」を「行う」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第七十七条第一項中「身分関係の移動」の下に「支給の停止を加える。

第七十八条の三を削る。

第七十九条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第三項中「五十五歳」を「六十歳」に、「別表第四を別表第三」に、「その状態」を「その状態」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同条に次の三項を加える。

4 退職年金で百二十万円を超える金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

5 前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第二項に規定する給与所得の金額（退職年金に係る所得の金額を除く）から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

6 前項に定めるもののほか、第四項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項

は、政令で定める。

第八十条第二項中「又は同条及び第七十八条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十八条の三の規定」を削り、「第七十八条第二項ただし書の規定」を「同項ただし書の規定又は当該規定以外の退職年金の額の最高限若しくは最低保障に関する法令の規定」に改め、同条第三項中「又は同項及び第七十八条の三の規定」を削り、「第七十八条の二第二項」を「同条第二項」に改め、「第七十八条第二項ただし書の規定」の下に「又は当該規定以外の退職年金の額の最高限に関する法令の規定」を加え、同条第四項中「退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、その額から改定前の退職年金の額の算定において控除することとされた第七十八条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする」を削り、「限る」の規定の下に「又はこれらの規定以外の退職年金の額の最高限に関する法令の規定」を加える。

第八十一条第一項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「年数」の下に「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率」を加え、同条第三項中「第七十九条第一項及び」を「第七十九条第一項及び第四項から第六項まで並びに」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十九条第四項中「退職年金」とあるのは「減額退職年金」と、「で百二十万円」とあるのは「当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額が百二十万円」と、「その額のうち」とあるのは「その額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「金額の百分の五十」とあるのは「金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替へるものと

第八十一条第四項中「又は同条及び第七十八条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十八条の三の規定」を削り、「第七十八条第二項ただし書の規定」を「同項ただし書の規定又は当該規定以外の退職年金の額の最高限若しくは最低保障に関する法令の規定」に改め、同条第五項中「又は同項及び第七十八条の三の規定」を削り、「第七十八条の二第二項」を「同条第二項」に改め、「第七十八条第二項ただし書の規定」の下に「又は当該規定以外の退職年金の額の最高限に関する法令の規定」を加え、同条第六項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第八十二条第三項中「前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項後段を削り、同項を同条第六項とする。

第八十三条から第八十五条までを次のように改める。

（脱退一時金）

第八十三条 組合員期間（第八十八条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者の当該廃疾年金の基礎となつた組合員期間を除く）が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後退職した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一 退職した後に六十歳に達した場合 次のイ及びロに掲げる金額の合算額

イ 給料日額に、前項の組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額
ロ 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期

間に応ずる利子に相当する金額
二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額

3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第二項の場合において、第一項の規定に該当する退職（当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く）が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職に係る組合員期間に、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した金額の合算額とする。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族（その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く）が行うことができる。

6 脱退一時金の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第八十四条及び第八十五条 削除
第八十六条第一項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第八十七条中「別表第四」を「別表第三」に、「こえる」を「超える」に改める。

第八十七条の二第一項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第八十七条の三を削る。

第八十八条の見出し中「変つた」を「変わった」に改め、同条第一項及び第三項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第四項から第六項までを削る。

第八十九条第二項第二号中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第三項を削る。

第九十条第二項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同条第四項中「又は同項及び第八十七条の三の規定」及び「又は同項本文及び第八十七条

の三の規定を削り、「額」を「額」に改め、同条第五項中「又は同項及び第八十七條の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十七條の三の規定」を削り、同条第六項第一号中「十年に達しない」を「十年以下である」に、「とき」改定前の「とき」を「改定前の」に改め、同項第二号中「又は同項及び第八十七條の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十七條の三の規定」を削り、「第八十七條の二第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第七項中「退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の廃疾年金の額からその額の算定において控除することとされた第七十八條の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した金額とする」を削り、同条第八項中「第二項から」を「第四項から」に改め、「含む」の規定の下に「又はこれらの規定以外の廃疾年金の額の最低保障に関する法令の規定」を加える。

第九十條の二中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十一條第一項中「障害補償年金」を「若しくは障害補償年金」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十一條の二中「障害補償年金」を「若しくは障害補償年金」に改める。

第九十二條第一項中「別表第五」を「別表第四」に改め、同条第二項中「別表第五」を「別表第四」に「別表第四」を「別表第三」に改める。

第九十三條第二号中「又は同条及び第七十八條の三の規定」及び「又は同条及び第七十八條の三の規定」を削る。

第九十三條の二第二号中「又は同項及び第七十八條の三の規定」及び「又は同条及び第七十八條の三の規定」を削る。

第九十三條の四第二項を削る。

第九十三條の五第一項中「四万八千円」を「六万円」に、「七万二千元」を「八万四千元」に、「三万六千元」を「四万八千元」に改める。

表第四」を「別表第三」に改める。
第九十六條第五号及び第六号中「別表第四」を「別表第三」に改める。
第九十七條の二第四項を削る。
第九十八條第二項中「第六項」を「第五項」に改める。
第九十九條を削り、第九十九條の二を第九十九條とする。
第一百條中「に対する」を「に對し」に改め、「については」の下に「別段の定めがあるものを除き」を加える。
第一百條第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項前段中「及び第七十八條の三」を削り、同項後段を次のように改める。
この場合において、同条第二項ただし書中「給料年額」とあるのは、「第一百條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と読み替へるものとする。
第一百條第四項中「第七十八條第二項ただし書」とあるのは「第一百條第三項の規定により読み替へられた第七十八條第二項ただし書」と、「算定の基礎となつた」及び「第七十八條の三第一号又は第二号」とあるのは「第一百條第三項の規定により読み替へられた第七十八條の三第一号又は第二号」と、「第七十八條の三第一号又は第二号」と、「第七十八條第二項ただし書」とあるのは「第一百條第三項の規定により読み替へられた第七十八條第二項ただし書」とを削る。
第一百四條第一項中「第八十一條第四項中」を「第八十一條第三項中「前条第一項」とあるのは「第一百條第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第一百條第四項の規定により読み替へられた前条第一項」と、「として、同項の」と、「前条第二項」とあるのは「第一百條第四項の規定により読み替へられた前条第二項」として、これらの「に改める」。
第一百五條の見出しを「(通算退職年金等の特例)」に改め、同条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

金」に改める。
第一百六條第一項中「同条第六項第二号中「二十年以下である場合」とあるのは「二十年以下である場合(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である場合を除く。）」と、「次のイ又はロ」とあるのは「次のイ」と、「当該イ又はロに掲げる額のうちいずれか多い額」とあるのは「当該イに掲げる額」と、同項第三号及び第四号中「同条第六項中」に改め、「算定の基礎となつた」を削り、「として」と、「第八十七條第一項ただし書」とあるのは「第一百六條第一項の規定により読み替へられた第八十七條第一項ただし書」と、第九十一條の二第一項中「給料年額」とあるのは「第一百條第二項に規定する地方公共団体の長の給料年額」と、「組合員期間」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十二年」と、「百分の一」とあるのは「百分の二・五」と、「百分の十」とあるのは「百分の五」として「に改め、第八十七條の二の下に及び第九十條第五項を加え、同条第三項を削る」。

第一百七條第一項中「同条第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者(地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。）」とを削り、「第九十三條の四第一項」を「第九十三條の四」に改め、「同条第二項中「前三條及び前項」とあるのは「第九十三條第一項の規定により読み替へられた第九十三條、前条及び前項」と、「第七十八條の三各号」とあるのは「第一百條第三項の規定により読み替へられた第七十八條の三各号」と、「前三條の規定」とあるのは「第九十三條第一項の規定により読み替へられた第九十三條及び前条の規定」とを削り、「第九十三條の二」を「第九十三條第三号及び第四号並びに第九十三條の二」に改める。
第一百十二條第一項中「行なり」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に、「行なり」を「行う」に、

「行なわれる」を「行われる」に改め、同項を同条第二項とする。
第一百十三條第一項中「職員」を「職員を単位として」に、「職員のすべて」を「単位として」を「職員のすべてについて政令で定める職員を単位として」に改め、同条第四項中「もつぱら」を「専ら」に改める。
第一百四條第三項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。
第一百四條を次のように改める。
(公社等に転出した継続長期組合員についての特例)
第四百十條 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第二條第一項に規定する公共企業体(以下「公社」という。)に使用される者役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という。)となるため、又は公社の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一條に規定する公社その他の特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く)には、長期給付に関する規定(第四十三條第二項の規定を除く)の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公社職員又は公庫等職員である間、引き続き転出(公社職員又は公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、第一百十三條

第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条、第百十六條第一項、第百三十四條、第百三十六條第二項及び第百三十九條において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公社又は公庫等の負担金」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体又は職員団体」とあるのは「公社又は公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

一 転出の日から起算して五年を経過したとき。

二 引き続き公社職員又は公庫等職員として在職しなくなつたとき。

三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公社職員又は公庫等職員として在職し、引き続き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公社職員又は公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 公社職員である継続長期組合員は、公共企業体職員等共済組合法第十二条の規定にかかわらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十條の二を削る。

第二号を削り、「第八十三條第二項第一号」を「第八十三條第二項第一号イ」に改め、「第七十八條の三第一号」を削り、「第九十三條の四第一項」を「第九十三條の四」に改め、同表第八十八條第四項及び第五項の項及び第八十八條第六項の項を削り、同表中「もつぱら」を「専ら」に改め、同表第三項中「行なり」を「行う」に改め、同表第五項中「建物」を「建物」に改め、同表第六項中「もつぱら」を「専ら」に改め、同表第九十七條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、前後の団体共済組合員期間を合算した期間が二十年に達しないときは、通算退職年金又は脱退一時金の基礎となるべき団体共済組合員期間の計算については、この限りでない。

第二百二條中「第七十四條から第九十九條の二まで」を「第七十四條から第八十三條まで、第八十六條から第九十九條まで」に、「別表第五」を「別表第四」に改め、同条の表中「第七十四條」を「第八十三條第六項」に、「第八十八條第四項」を「第八十三條第六項」に、「第八十九條第一項」及び第三項を「第八十九條第一項」に改め、同表第八十八條第五項の項を削り、同表中「障害補償年金」を「若しくは障害補償年金」に、「行なわれる」を「行われる」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第二百二條の二第一項中「であつた期間」の下に「（政令で定める期間を除く。）」を加え、同条第二項中及び第八十一條から第八十三條までを「第八十一條及び第八十二條」に改め、同表第三項中「団体共済組合員期間」を「団体共済組合員期間」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第二百四條第二項中「行なり」を「行う」に改め、同表第四項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。

第二百五條第四項中「償還金」の下に「その他の金額」を加える。

附則第十四條の二中「これらの規定にかかわらず」を「第四十四條第二項又は第二百二條の規定にかかわらず」に改め、同条を附則第十四條の三とし、附則第十四條の次に次の一條を加える。

（遺族の範囲の特例）

第十四條の二 組合員（警察官、皇宮護衛官、消防吏員その他の職務内容の特殊な職員で自治省令で定めるものに限る。）が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において犯罪の捜査、火災の鎮圧その他の自治省令で定める職務に従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていたその者の配偶者、子又は父母（第二條第一項第三号イ又はロに掲げる者に該当する者を除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

附則第十八條の次に次の六條を加える。

（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に係る退職年金等の額の特例）

第十八條の二 退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年以後に於ける地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年法律第 号」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧法」という。）第八十三條（旧法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）又は第九十二條（第二百二條において準用する場合を含む。）の規定による廃疾一時金（当該廃疾一時金とみなされる給付を含む。）のとき、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受けた者（旧法第八十三條第一項ただし書（旧法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定の適用

を受けた者を含む。）に係るものに対する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定の金額は、当該各号に掲げる規定により算定した金額からそれぞれ当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第七十八條第二項本文若しくは第七十八條の二第一項（これらの規定を第二百二條において準用する場合を含む。）第百二條第二項又は附則第二十條第二項若しくは第三項の規定（旧法第七十八條の三各号（旧法第二百二條第三項、第二百二條及び附則第二十條第四項において準用する場合を含む。）に掲げる金額）

二 第八十七條第一項本文若しくは第二項前段又は第八十七條の二第一項前段若しくは第二項前段（これらの規定を第二百二條において準用する場合を含む。）の規定（旧法第七十八條の三各号（旧法第二百二條において準用する場合を含む。）に掲げる金額）

三 第九十三條第一号又は第九十三條の二第一号（これらの規定を第二百二條において準用する場合を含む。）の規定（前号に掲げる金額）

四 第九十三條第二号から第四号まで、第九十三條の二第二号から第四号まで又は第九十七條の二第一項から第三項まで（これらの規定を第二百二條において準用する場合を含む。）の規定（第二号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額）

2 公務による廃疾年金又は業務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金又は業務によらない廃疾年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている金額の控除は、公務によらない廃疾年金又は業務によらない廃疾年金から行い、なお残額があるときは、公務による廃疾年金又は業務による廃疾年金から行ふものとする。

（退職年金の支給開始年齢の特例）

第十八条の三 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第七十九条第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項（これらの規定を第二百二条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、次項及び次条の規定の適用がある場合

を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第七十九条第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三年 ^七 一月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和三年 ^七 一月一日から昭和六年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和六年 ^七 一月一日から昭和九年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和九年 ^七 一月一日から昭和十二年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和十二年 ^七 一月一日から昭和十五年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第七十九条第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除

き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第七十九条第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十五年 ^七 一月一日から昭和五十八年 ^六 三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年 ^七 一月一日以前に生まれた者	五十五歳	四十五歳
昭和五十八年 ^七 四月一日から昭和六十年 ^六 三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年 ^七 一月一日から昭和六年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	四十六歳

昭和六十年 ^七 四月一日から昭和六十四年 ^六 三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年 ^七 一月一日から昭和九年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
昭和六十四年 ^七 四月一日から昭和六十七年 ^六 三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年 ^七 一月一日から昭和十二年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
昭和六十七年 ^七 四月一日から昭和七十年 ^六 三月三十一日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年 ^七 一月一日から昭和十五年 ^七 一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者については、これらの規定により読み替えられた第八十一条第二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」は「に」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

第十八条の四 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この条において同じ。）である組合員であつた者のうち、退職の時まで引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する退職年金及び減額退職年金については、当分の間、第七十九条第二項及び第三項並びに第八十一条第一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同条第一項中「五十五

歳」とあるのは「五十歳（消防吏員又は常勤の消防団員で附則第十八条の三第二項の表の上欄に掲げる者に該当するものにあつては、その者の区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢）」と、昭和十五年^七一月二日以後に生まれた者（消防吏員又は常勤の消防団員で前条第二項の表の上欄に掲げる者に該当するもの（以下この条において「特定消防吏員等」という。）を除く。）にあつては第八十一条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十八条の四に定める理由を勘案して」と、同日前に生まれた者（特定消防吏員等で同日以後に生まれたものを含む。）にあつては同項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」と、「に」は「に」として、同項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する金額に」として、率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、これらの規定を適用する。

（減額退職年金の支給開始年齢等の特例）

第十八条の五 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第

八十一条第一項及び第二項（これらの規定を第二十二條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、前二條の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第八十一条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十八條の五に定める理由を勘案して」とする。

第十八條の六 遺族年金（夫、父母又は祖父母に対するものに限り。）を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第九十四條（第二十二條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第九十四條中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年 ^七 一月一日から昭和五十八年 ^六 三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和五十八年 ^七 四月一日から昭和六十一年 ^六 三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十一年 ^七 四月一日から昭和六十四年 ^六 三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年 ^七 四月一日から昭和六十七年 ^六 三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年 ^七 四月一日から昭和七十年 ^六 三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

（死亡に関する給付の特例）

第十八條の七 組合員期間又は団体共済組合員期間（第八十八條第三項（第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により廃族年金を受ける権利が消滅した者の当該廃族年金の基礎となつた組合員期間又は団体共済組合員期間その他の期間のうち政令で定める期間を除く。）が一年以上二十年未満である者（昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員又は団体共済組合員である者に限り。）が、退

職した後に六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金（以下この条において「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、給料日額に前項の組合員期間又は団体共済組合員期間に応じ別表第二に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の

属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 第二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職に係る組合又は団体共済組合ごとに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した金額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、長期給付に関する規定（第八十三條（第二十二條において準用する場合を含む。）の規定を除く。）を適用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、特例死亡一時金に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第十九條中「（以下この条において「昭和五十五年一月一日（次条において「基準日」という。）前に警察職員であつた期間を有するもの」を、「当分の間」の下に、「別段の定めがあるものを除き」を加へる。

附則第二十條第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者が退職したときは、その者が死亡するまで、退職年金を支給する。

一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者

二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であつた期間の年数と基準日以後の警察職員であつた期間の年数とを合算した年数以上である者

イ 基準日前の警察職員であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年

ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年

ハ 基準日前の警察職員であつた期間が六

年以上九年未満である者 十七年

ニ 基準日前の警察職員であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年

ホ 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 十九年

附則第二十二條第二項中「（以下この条において「昭和五十五年一月一日（次条において「基準日」という。）前に警察職員であつた期間を有するもの」を、「当分の間」の下に、「別段の定めがあるものを除き」を加へる。

附則第二十三條の見出しを「（通算退職年金等の特例）」に改め、同条中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

附則第二十四條第一項を次のように改める。

附則第二十五條第一項各号のいずれかに該当

する者に対する障害年金の額については、第八十七條第一項中「応じ給料年額」とあるのは「応じ附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額（以下この条、次条及び第九十一条の二において「給料年額」という。）」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額）」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、同条第二項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額）」と、「前項ただし書」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前項ただし書」と、第八十七條の二第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年（附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」と、「十五年」とあるのは「二十年（同号イからホまでに掲げる者については、三十五年からこれらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数を控除した年数）」と、「二万九千八百円」とあるのは「一

万九千八百円（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、一萬九千八百円に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額）」と、「百分の一に相当する金額」とあるのは「百分の一に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額）」と、給料年額の百分の五（同号ロに掲げる者については百分の四とし、同号ハに掲げる者については百分の三とし、同号ニに掲げる者については百分の二とし、同号ホに掲げる者については百分の一とする。）に相当する金額を加えた金額」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第二十四条第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、障害年金基礎額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た額）」と、第九十一条の二第二項中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」として、これらの規定を適用する。

附則第二十四条第三項を削り、同条第四項中「前三項を」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十五条第一項を次のように改める。

附則第二十条第一項各号のいずれかに該当する者が死亡した場合における遺族年金については、第九十三条第一号中「給料年額の百分の四十」とあるのは「附則第二十条第二項に規定する警察職員の給料年額（以下第九十三

条の四までにおいて「給料年額」という。）の百分の四十」と、「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年（附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、給料年額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た金額）」と、同条第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年（附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」と、「第七十八條の二」とあるのは「附則第二十条第三項」と、「第七十八條第二項」とあるのは「同条第二項」と、第九十三条の二中「前条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前条」と、同条第一号中「組合員期間」とあるのは「警察職員であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年（附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、遺族年金基礎額に同表の下欄(イ)に掲げる割合を乗じて得た額）」と、同条第二号中「第七十八條第二項」とあるのは「附則第二十条第三項」と、「第七十八條の二」とあるのは「同条第三項」と、第九十三条の三第一項中「前二条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた前二条」と、第九十三条の四中「第九十三条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定に

より読み替えられた第九十三条」と、第九十三条の五第一項中「第九十三条から前条まで」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた第九十三条から前条まで」と、同条第二項中「第九十三条」とあるのは「附則第二十五条第一項の規定により読み替えられた第九十三条」と、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として、これらの規定を適用し、第九十三条第三号及び第四号並びに第九十三条の二第三号及び第四号の規定は、適用しない。

附則第二十六条中「警察職員」を「附則第十九条の規定の適用を受ける警察職員」に改める。

附則第三十三条中「次項において同じ。」を削り、「この項を」次条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（長期給付に要する費用の負担の特例）

第三十三条の二 地方公共団体等（次の各号に掲げる地方公共団体その他の者をいう。以下次項までにおいて同じ。）は、当分の間、次の各号に掲げる地方公共団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる者に係る長期給付に要する費用（第百三十三条第二項第三号に掲げる費用を除く。）について、当該費用の百分の一に相当する金額の範囲内で、政令で定めるところにより、その一部を負担する。

一 地方公共団体 組合員（次号及び第三号に掲げる組合員並びに継続長期組合員を除く。）

二 都道府県 市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する組合員

三 国の職員である組合員

四 公社又は公庫等 継続長期組合員及び昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる旧法第百四十條第一項又は昭和五十四年法律第 号附則第十條第一項の規定によ

のは「次項及び附則第三十五条の三第一項の規定による」と、同条第三項第一号中「次号に掲げるもの」とあるのは「次号に掲げるもの及び附則第三十五条の三第一項の規定による地方公共団体の負担に係るもの」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号」とあるのは「附則第三十五条の三第一項の規定による負担をするほか、次の各号」と、同項第一号中「前項第二号に掲げるもの」とあるのは「前項第二号に掲げるもの及び附則第三十五条の三第一項の規定による地方公共団体の負担に係るもの」と、同条第五項中「前

間	割	合
(イ)		
(ロ)		

するまでの期間	百分の一	百分の二・五
するまでの期間	百分の一・二五	百分の三・七五

附則別表第

二十年以上二十一年未満	二十年を超え三十年に達するまでの期間		百分の三・七五
二十一年以上二十二年未満	二十一年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の三・七五
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間		百分の三・七五
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間		百分二・五
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間		百分の三・七五
二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間		百分の二・五

昭和五十五年一月一日前の
警察職員であつた期間

昭和五十五年一月一日前の 警察職員であつた期間	期 間	割				合
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
三年未満	十九年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超え二十一年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
三年以上六年未満	十八年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超え二十二年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
六年以上九年未満	十七年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超え二十三年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
九年以上十二年未満	十六年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超え二十四年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
十二年以上十六年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超え二十五年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	
十六年以上十七年未満	十五年を超え十六年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五	
	十六年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五	
	二十年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五	

十七年以上十八年未満	十五年以上十七年に達するまでの期間	百分の〇・五	百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十七年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五	百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五	百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十八年以上十九年未満	十五年を超え十八年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十八年を超え二十年に達するまでの期間		百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十八年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
十九年以上二十年未満	十五年を超え十九年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	十九年を超え二十年に達するまでの期間		百分の二十五	百分の〇・二五	百分の一・二五
	二十年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十年以上二十一年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十年を超え三十年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	二十一年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
二十一年以上二十二年未満	十五年を超え二十二年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	二十八年を超え三十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十二年以上二十三年未満	十五年を超え二十二年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	二十八年を超え三十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十三年以上二十四年未満	十五年を超え二十三年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十三年を超え二十九年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	二十九年を超え三十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十四年以上二十五年未満	十五年を超え二十四年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	二十四年を超え三十一年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	三十一年を超え三十二年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
二十五年以上	十五年を超え三十二年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五
	三十二年を超え三十九年に達するまでの期間		百分の七十五	百分の〇・七五	百分の三・七五
	三十九年を超え四十年に達するまでの期間		百分の五十	百分の〇・五	百分の二・五

別表第二中「第八十三条、第八十八条」を「第八十三条」に改める。

別表第三を削る。
別表第四中「第八十六条―第八十七条の二、

第八十八条―第九十一条」を「第八十六条―第九十一条」に、「なおらない」を「沿らない」に、「あ

わせ」を「合わせ」に改め、同表の備考三中指関節」を「指関節」に改め、同表を別表第三と

第十二条第一項第一号及び第二号中「国の新法」を「昭和五十四年改正前の国の新法」に改める。

第十三条第一項中（前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額。以下この項において同じ。）を削り、同条第二項中「（前条第一項各号に掲げる者については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）」を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

（長期に職者に係る退職年金の額の最低保障）第十四条の二 退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（次項において「実在職の期間」という。）が退職年金についての最短期間（次項において「退職年金の最短期間」という。）に達しているものである場合における当該退職年金については、新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二並びに第十一條から前条までの規定により算定した金額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、その額を新法第七十八條第二項及び新法第七十八條の二並びに第十一條から前条までの規定の退職年金の額とする。

2 新法第七十八條第二項及び新法第七十八條

の二並びに第十一條から前条までの規定の適用を受ける退職年金を受ける者が実在職の期間が退職年金の最短期間（次項において「退職年金の最短期間」という。）に達しているもの、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とし、退職年金の額を改定する。

第十七条第一項第二号中「又は第十二條第三項」を削り、同項第三号中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第三項中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「又は第十二條第三項」を削り、「五十五歳」を

「六十歳（その者が新法附則第十八條の三第一項若しくは第二項又は新法附則第十八條の四の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による退職年金の支給開始年齢）」に改める。

第十八條第一項第二号中「又は第十二條第三項」を削り、同項第三号中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同条第一項」を「同項」に改める。第十九條中「別表第四」を「別表第三」に、「行なわれない」を「行われない」に改め、第二章第二節第三款中同条の次に次の一条を加える。

（退職年金の停止に関する特例）

第十九條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第十一條の規定の適用によりその額を定められた退職年金

その額から同条第一項第一号から第四号までに掲げる金額の合算額を控除した金額

二 第十一條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金

その額から当該額に第七條第一項各号の期間を合算した期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

三 第十四條第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金

その額から同項に規定する退職料等の額に相当する金額を控除した金額

3 新法第七十九條第四項の規定は、更新組合員については、適用しない。

第二章第二節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 減額退職年金に関する経過措置

（減額退職年金の停止に関する特例）

第十九條の三 前条第一項各号に掲げる退職年金に基づき減額退職年金でその額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該減額退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 新法第七十九條第五項及び第六項の規定

は、前項の規定による減額退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第八十一條第三項において準用する新

法第七十九條第四項の規定は、更新組合員については、適用しない。

「第五款 退職一時金に関する経過措置」を削る。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

第二十三條の前に次の款名を付する。

第五款 脱退一時金に関する経過措置

置

第二十三條第一項中「又は前条の規定による退職一時金」を「の規定による脱退一時金」に、「新法第八十三條第二項第一号」を「同条第二項

第一号イ」に、「国の新法」を「昭和五十四年改正前の国の新法」に改め、同条第二項中「第八十三條第二項第一号」を「第八十三條第二項第一号イ」に改める。

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

第二十六條第一項を次のように改める。

公務によらない廃疾年金を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続き組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

第二十七條第七項中（その超える期間）を「（当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間）」に改める。

第二十八條第一項を次のように改める。

第十二條第一項各号に掲げる者に廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十七條第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十七條の二第二項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第二十八條第二項中「前項の場合において、」

を削り、「ときは、同項」を「場合における前項」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九條前段中「から第八十七條の三まで」を「新法第八十七條の二」に改め、「（第十二條第一項各号に掲げる者に係る廃疾年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額）」を削り、同条後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

（公務によらない廃疾年金の特例）

第二十九條の二 公務によらない廃疾年金で次の各号に掲げるものについては、新法第八十七條及び新法第八十七條の二並びに第二十七條及び第二十八條の規定により算定した金額が、当該各号に掲げる年金の区分に応じそれ

それ当該各号に掲げる金額より少ないときは、当分の間、当該金額を新法第八十七条及び新法第八十七条の二並びに第二十七条及び第二十八条の廃疾年金の額とする。

一 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(次号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(第十四条の二第二項に規定する退職年金の最短期間年限をいう。次号において同じ。)に達しているものに係る年金 六十四万七千円

二 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のもに係る年金(前号に掲げる年金を除く。)又は六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円

2 新法第八十七条及び新法第八十七条の二並びに第二十七条及び第二十八条の規定の適用を受ける公務員によらない廃疾年金を受ける者が六十五歳に達した場合において、その者の廃疾年金の額が前項各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げる金額より少ないときは、その者を同項の規定に該当する者とみなして、廃疾年金の額を改定する。

第三十条第一項中「から第八十七条の三まで」を「及び新法第八十七条の二」に、「及び第二十八条」を、「第二十八条及び前条」に改める。

第三十八条第三項中「(その超える期間)」を「(当該遺族年金を受ける者が八十歳未満であるときは、その超える期間)」に改め、同条第四項中「(妻、子及び孫を除く。）」が七十歳に達した場合」を「(妻、子及び孫を除く。）」が七十歳に達した場合(妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。）」又は八十歳に達した場合」に改める。

第三十九条中「第九十三条の三第一項各号」を「第九十三条の三第一項各号の二」に改める。

第四十一条第一項中「八十五万二千円」を「九十九万二千円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に改め、同条第二項中「八十五万二千円」を

「九十九万二千円」に、「八十七万六千円」を「百万二千円」に、「八十万四千円」を「九十一万八千円」に改め、同条第三項中「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に改める。

第四十二条中「第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額」を削る。

第四十七条第三項中「年四分五厘」を「年四・五パーセント」に改める。

第四十九条第一項中「新法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十九条並びに第二十条及び第二十一条の規定を除く。次条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第六十三条第三項において同じ。」を削り、同条第二項中「減額退職年金」の下に、「通算退職年金、脱退一時金を加え、同条第三項中退職一時金を「脱退一時金又は退職一時金」に改める。

第五十条第二項中「若しくは減額退職年金を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に、「退職一時金」を「脱退一時金若しくは退職一時金」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「又は」を「及び」に改める。

第五十三条第二項中「減額退職年金」の下に「通算退職年金、脱退一時金」を加え、「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金若しくは通算退職年金」に、「もの又は退職一時金」を「もの又は脱退一時金若しくは退職一時金」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第五十六条第六項」を「第四十九条第三項」に、「退職一時金を脱退一時金又は退職一時金」に改める。

第五十五条第一項中「第二十六条第一項」を「第十九条の二、第十九条の三、第二十三条」に、「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同条第二項中「第七十二条第二項各号列記以外の部分中「施行日前の次の期間以外の期間」とあるのは「第五十五条第一項各号に掲げる組合員となつた日間の期間」とを削り、「又は」を「並び

に」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項各号に掲げる者に係る同項」に改める。

第五十六条第一項各号列記以外の部分中「第二十三条」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条」に改め、同項第一号中「第二十三条第一項第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第二十三条第一項第二号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第二号」に改め、同項第三号中「第二十三条第一項第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「新法第八十三条の規定による」を削り、「廃疾一時金」の下に「当該廃疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限り、次条第二項において同じ。」を加え、「新法第八十三条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十三条第一項ただし書」に、「新法第七十八条の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十八条の三第一号」に改め、

「その額が」の下に「前条第一項において準用する」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項に規定する者について、前条第一項の規定により第二十八条の規定を準用する場合に、同条第一項中「第十二条第一項各号に掲げる者」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「第五十六条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

第五十六条の二第二項中「第二十三条」を「昭和五十四年改正前の施行法第二十三条」に改め、同条第二項中「新法第八十三条の規定による」を削り、「新法第八十三条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十三条の三各号」に、「新法第七十八条の三各号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十八条の三各号」に、「第十一号の二」を「第五十五条第一項において準用する第十一号の二」に、「第十一

条第一項第五号」を「同項において準用する第十一条第一項第五号」に改める。

第五十六条の三中「退職一時金」を「同法第二十一条第十八号の二に規定する退職一時金」に、「同法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は同法」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号)による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十六条の三の規定により読み替えられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条の規定により読み替えられた第一項」とを削る。

第五十七条第五項から第七項までの規定中「六十五歳を六十歳」に改める。

第五十九条第三項中「別表第四」を「別表第三」に改める。

第六十条中「第五十五条第一項」を「第五十五条第一項の規定」に改める。

第六十二条中「読み替へる」とし、「第二十三条第一項第三号並びに第四十六条第一項第三号」を「並びに第二十三条第一項第三号」に改める。

第六十三条第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四項中「同日」を「施行日」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第六十五条の見出し中「者」を「更新組合員等」に改め、同条中「市町村長」の下に「特別区の区長(地方自治法第二百八十三条第一項の規定により選挙された特別区の区長に限る。）」を含む。」を加え、「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第八十五条まで」を「この節」に改める。

第六十七條第一項及び第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第六十八條第三項中「（その超える期間）」を「当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同条第四項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加える。

第七十一條の次に次の一条を加える。

（長期在職者に係る地方公共団体の長の退職年金の額の最低保障）

第七十一條の二 長期在職者に係る地方公共団体の長の退職年金の額の最低保障については、新法第二百二條第三項において準用する新法第七十八條第二項ただし書又は第七十條の規定によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第七十三條第一項第二号を次のように改める。

二 第七十一條の規定によりその例によることとされる第十四條第一項の規定によりその額を定められた退職年金 同項に規定する退職金等の額に相当する額

第七十三條の次に次の一条を加える。

（地方公共団体の長の退職年金の停止に関する特例）

第七十三條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第六十八條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額
二 第七十一條の規定によりその例によること

ととされる第十四條第一項の規定によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する退職金等の額に相当する額を控除した金額

2 新法第七十九條第五項及び第六項の規定は、前項の規定による地方公共団体の長の退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九條第四項の規定は、知事等であつた更新組合員については、適用しない。

第七十五條を次のように改める。

（地方公共団体の長の減額退職年金の停止に関する特例）

第七十五條 第十九條の三の規定は、第七十三條の二第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十九條の三第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「第七十三條の二第一項各号」と読み替へるものとする。

第七十六條第三項中「（その超える期間）」を「当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改める。

第七十七條第一項を次のように改める。

前条第一項に規定する更新組合員で第十二條第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十七條第一項本文及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條 地方公共団体の長であつた者に対する新法第八十七條及び前二條の規定により算定した廃疾年金の額の最低保障については、新法第八十七條の規定によるほか、第二十九條及び第二十九條の二の規定の例による。

第八十二條第一項中「第九十三條の三第一項各号」を「第九十三條の三第一項各号の一」に改める。

第八十三條の二第一項中「又は第三号」を「の規定による遺族年金又は新法第九十三條第三号」に、「第九十三條の三第一項各号」を「第九十三條の三第一項各号の一」に改める。

第八十六條の三第一項中「退職一時金」を「同法第二條第一項第十八号の二に規定する退職一時金」に、「同法第七十五條の規定の適用を受けた場合又は同法第四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第七十五條の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」に改め、「同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八十六條の三第一項の規定により読み替へられた第一項及び第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替へられた第一項」とを削る。

第八十七條中「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第五條の二まで」を「この節」に改める。

第八十九條第一項中「十五年」を「十五年（新法附則第二十條第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次項において同じ）」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改め、同条第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第九十條第一項第二号中「百分の一・五（二十年を超え三十年に達するまでの期間については、百分の一）を「百分の一・五（昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、一年につき警察職員の給料年額に新法附則別表第一の下欄（イ）又は別表第三の下欄に掲げる割合をそれぞれ

れ乗じて得た額）」に改め、同条第二項中「（その超える期間）」を「当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同条第六項中「七十歳の下に」又は八十歳を加え、同条第七項中「六十五歳を」六十歳に改める。

第九十條の二中「算定した金額」を「算定した第八十九條第一項又は第二項の規定による退職年金の額」に改め、同条第一号中「恩給公務員である職員であつた更新組合員に対する第八十九條第一項又は第二項の規定による退職年金」を「警察職員であつた期間が十五年以下である者に係る退職年金」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる年金以外の年金 新法附則第二十條第三項第二号の規定により算定した金額

第九十二條中「前三條」を「第九十條、第九十條の二（第九十條第一項の規定の適用を受ける退職年金について適用される新法附則第二十條第三項の規定を含む。次条第一項、第九十五條第一項第二号、第九十五條の二第一項第二号及び第九十四條の二第一項において同じ）及び前条」に改める。

第九十三條第一項中「百分の一・五（を「百分の一・五に相当する金額（に、合算して二十年を超え三十年に達するまでの期間については、百分の一。以下この項において同じ）」に相当する額」を「合算した年数で昭和五十五年一月一日前の年数が新法附則別表第一の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、警察職員の給料年額に新法附則別表第一の下欄（イ）又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額。以下この項において同じ）」に、「百分の一・五に相当する額」を「百分の一・五に相当する金額」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（長期在職者に係る警察職員の退職年金の額の最低保障）

（長期在職者に係る警察職員の退職年金の額の最低保障）

第九十三條の二 長期在職者に係る警察職員の退職年金の額の最低保障については、新法附則第二十四條第四項において準用する新法第七十八條第二項ただし書又は第九十二條の規定によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第九十五條第一項第三号中「年額」を「額」に改め、同条第三項中「第九十條の二」の下に「（第九十條第一項の規定の適用を受ける退職年金について適用される新法附則第二十四條第三項の規定を含む）」を加え、「第十二條第三項」とあるのは「第九十一條の規定によりその例によることとされる第十二條第三項」とを削り、同条の次に次の一条を加える。

（警察職員の退職年金の停止に関する特例）

第九十五條の二 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

一 第九十條の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

二 第九十條の二の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から当該額に第九十條第一項第一号の期間の年数を当該年金の額の算定の基礎となつた警察職員であつた期間の年数で除して得た割合を乗じて得た金額を控除した金額

三 第九十三條第一項の規定の適用によりその額を定められた退職年金 その額から同項に規定する警察監獄職員の普通恩給の額に相当する金額を控除した金額

新法第七十九條第五項及び第六項の規定

は、前項の規定による警察職員の退職年金の支給の停止について準用する。

3 新法第七十九條第四項の規定は、警察監獄職員であつた更新組合員については、適用しない。

第九十六條の次に次の一条を加える。

（警察職員の減額退職年金の停止に関する特例）

第九十六條の二 第十九條の三の規定は、第九十五條の二第一項各号に掲げる退職年金に基づく減額退職年金の支給の停止について準用する。この場合において、第十九條の三第一項中「前条第一項各号」とあるのは、「第九十五條の二第一項各号」と読み替へるものとす。

第九十七條第一項各号列記以外の部分中「十五年」を「十五年（公務による廃疾年金にあつては、新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」に改め、同項第二号中「十五年を超え」を「十五年（公務による廃疾年金にあつては、新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」に改める。

一・五（公務による廃疾年金にあつては、十五年を超え二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とし、公務による廃疾年金にあつては、二十五年を超え三十年に達するまでの期間については百分の一とす。）に相当する金額を「百分の一・五に相当する金額（公務による廃疾年金にあつては、昭和五十五年一月一日前の警察職員であつた期間が新法附則別表第二の上欄又は別表第四の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第二の中欄又は別表第四の中欄に掲げる期間について、警察職員の給料年額に新法附則別表第二の下欄イ又は別表第四の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とし、公務によらない廃疾年金にあつては、同日前の警察職員であつた期間が新法附則別表第三の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第三の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、警察職員の給料年額に新法附則別表第三の下欄イ又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする）」に改め、同条第三項中「（その超える期間）」を「（当該更新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間）」に改める。

第九十八條第一項を次のように改める。

前条第一項に規定する更新組合員で第十二條第一項第一号に掲げるものに廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第八十七條第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十七條の二第一項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条の規定により算定した金額から同号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。

第九十九條を次のように改める。

第九十九條 警察職員であつた者に対する新法第八十七條及び前二條の規定により算定した廃疾年金の額の最低保障については、新法第八十七條の規定によるほか、第二十九條及び第二十九條の二の規定の例による。

第二百二條第一号中「十五年」を「十五年（新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数。次号において同じ。）」に改める。

第二百四條第一項中「十五年」を「十五年（新法附則第二十条第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）」に改める。

第二百四條の二第一項中「又は第三号」を「の規定による遺族年金又は新法第九十三條第三号」に、「第九十三條の三第一項各号」を「第九十三條の三第一項各号の一」に改める。

第二百六條の二「恩給公務員である職員」の下に「又は警察条例職員」を加える。

第二百六條の三第一項中「退職一時金」を「同法第二十八條の二に規定する退職一時金」に、「同法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は同法を昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に改め、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第六條の三第一項の規定により読み替へられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替へられた第一項」とを削る。

第七十條中「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第二百二條の二まで」を「この節」に改める。

第二百十條第一項及び第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二百十四條の次に次の一条を加える。

（長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障）

第二百十四條の二 長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障については、新法第七十八條第二項ただし書又は第九十三條の規定によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第二百十六條第一項第二号を次のように改める。

二 第二百十四條の規定によりその例によることとされる第十四條第一項の規定によりその額を定められた退職年金 同項に規定する退職料等の額に相当する額

第二百十六條の次に次の一条を加える。

（消防組合員の退職年金の停止に関する特例）

第二百十六條の二 次の各号に掲げる退職年金で

下「又は警察条例職員」を加える。

第二百六條の三第一項中「退職一時金」を「同法第二十八條の二に規定する退職一時金」に、「同法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は同法を昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に改め、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第六條の三第一項の規定により読み替へられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替へられた第一項」とを削る。

第七十條中「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第二百二條の二まで」を「この節」に改める。

第二百十條第一項及び第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二百十四條の次に次の一条を加える。

（長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障）

第二百十四條の二 長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障については、新法第七十八條第二項ただし書又は第九十三條の規定によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第二百十六條第一項第二号を次のように改める。

二 第二百十四條の規定によりその例によることとされる第十四條第一項の規定によりその額を定められた退職年金 同項に規定する退職料等の額に相当する額

第二百十六條の次に次の一条を加える。

（消防組合員の退職年金の停止に関する特例）

第二百十六條の二 次の各号に掲げる退職年金で

下「又は警察条例職員」を加える。

第二百六條の三第一項中「退職一時金」を「同法第二十八條の二に規定する退職一時金」に、「同法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は同法を昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に改め、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第六條の三第一項の規定により読み替へられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替へられた第一項」とを削る。

第七十條中「更新組合員」を「更新組合員等」に、「次条から第二百二條の二まで」を「この節」に改める。

第二百十條第一項及び第二項中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二百十四條の次に次の一条を加える。

（長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障）

第二百十四條の二 長期在職者に係る消防組合員の退職年金の額の最低保障については、新法第七十八條第二項ただし書又は第九十三條の規定によるほか、第十四條の二の規定の例による。

第二百十六條第一項第二号を次のように改める。

二 第二百十四條の規定によりその例によることとされる第十四條第一項の規定によりその額を定められた退職年金 同項に規定する退職料等の額に相当する額

第二百十六條の次に次の一条を加える。

（消防組合員の退職年金の停止に関する特例）

第二百十六條の二 次の各号に掲げる退職年金で

下「又は警察条例職員」を加える。

第二百六條の三第一項中「退職一時金」を「同法第二十八條の二に規定する退職一時金」に、「同法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は同法を昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に改め、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第六條の三第一項の規定により読み替へられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替へられた第一項」とを削る。

第二百十六條の二 次の各号に掲げる退職年金で

当該各号に掲げる金額が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に掲げる金額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

職一時金」に、「同法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は同法」を昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二十三條の規定の適用を受けた場合又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する「地方公務員等共済組合法の長期給付等」に改め、「同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等」に関する施行法第二百一十一條の三第一項の規定により読み替えられた第一項及び第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項」とを削る。

加える。

の以外のものを政令で定めるもの
第百四十三条の二第一項第二号に次のように
加える。

正前の新法第八十三条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）に、「第百四十三条の六」を「昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の六」に改め、同項第一号中「第百四十三条の六第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の六第一号」に改め、同項第二号中「第百四十三条の六第二号」を「昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の六第二号」に改め、同項第三号中「第百四十三条の六第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の六第三号」に改め、同項第四号中「第百四十三条の六第四号」を「昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の六第四号」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項に規定する者に対する前条において準用する第百四十三条の三の二の規定の適用については、同条の金額は、同条の規定により算定した金額から同項各号に掲げる金額を控除した金額とする。

3 第一項に規定する者に廃疾年金の給付事由が生じた場合における新法第二百二条において準用する新法第八十七条第一項本文及び第二項前段並びに新法第八十七条の二第二項前段及び第二項前段の金額は、これらの規定及び前条において準用する第百四十三条の十の規定により算定した金額から第一項各号に掲げる金額を控除した金額とする。この場合における同項各号に掲げる金額の控除については、第二十八條第二項の規定を準用する。

第百四十三条の十九の二を削る。
第百四十三条の十九の三中「退職一時金」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第...号）」と改め、同条の備考二中「十五万円」を「十八万円」に改め、同条の備考三中「九万六千円」を「十万八千円」に、「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に、「六万円」を「六万六千円」に改め、同表

職一時金とみなされる給付を含む。）に、「施行法第百四十三条の十八」において準用する施行法第百四十三条の六を「昭和五十四年法律第...号」による改正前の施行法第百四十三条の六に、「施行法第百四十三条の十九の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第四項中「前三項とあるのは「施行法第百四十三条の十九の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、「第一項」とあるのは同条第一項の規定により読み替えられた第一項」と、「第七十八条の三各号」とあるのは「第二百二条において準用する第七十八条の三各号」を「施行法第百四十三条の十九の二の規定により読み替えて適用される第一項」に改め、同条を第百四十三条の十九の二とする。

第百四十三条の二十一第一項中「期間を」と「期間又は同項第二号ロ、ニ若しくはホの期間で厚生年金保険の被保険者であった期間に該当するものを」と、「同号の」と改め、同条第二項中「第百四十三条の二第二項第一号」を「第百四十三条の二第二項第二号イ又はハ」に、「同号の」と改め、同条を第百四十三条の二十一第一項及び第二項中「第百四十三条の二第二項第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第百四十三条の二第二項第一号」に改め、同条を第百四十五條中「（昭和五十二年法律第六十七号）」を削る。

別表第一中「第二十三條、第七十五條」を「第二十三條」に改める。
別表第二中「二、七二、四〇〇円」を「二、九二五、〇〇〇円」に、「一、七九三、四〇〇円」を「一、九五〇、〇〇〇円」に、「一、二二一、四〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に改め、同表の備考一「中」別表第四を「別表第三」に改め、同表の備考二「中」十五万円を「十八万円」に改め、同表の備考三「中」九万六千円を「十万八千円」に、「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に、「六万円」を「六万六千円」に改め、同表

の備考四中「別表第四」を「別表第三」に、「五十五歳を六十歳」に改める。
別表第四を別表第六とし、別表第三を別表第五とし、別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第九十條、第九十三條、第九十七條関係）

昭和五十五年一月一日前の警察職員であった期間	期	間	割	合
十八年以上十九年未満	十八年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五		
十九年以上二十年未満	十九年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十年以上二十一年未満	二十年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十一年以上二十二年未満	二十一年を超え二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超え二十七年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超え二十六年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十五年以上	二十五年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一		

別表第四（第九十七條関係）

昭和五十五年一月一日前の警察職員であった期間	期	間	割	合
十八年以上十九年未満	十五年を超え十八年に達するまでの期間	百分の〇・五		
十九年以上二十年未満	十八年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・二五		
二十年以上二十一年未満	二十年を超え二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十一年以上二十二年未満	十五年を超え十九年に達するまでの期間	百分の〇・五		
二十二年以上二十三年未満	十九年を超え二十年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十三年以上二十四年未満	二十年を超え三十年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十四年以上二十五年未満	十五年を超え二十年に達するまでの期間	百分の〇・五		
二十五年以上	二十年を超え三十年に達するまでの期間	百分の〇・五		

父母で六十歳以上であるものに係る部分に限る。の規定は、昭和五十五年七月一日施行日以後に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者について適用し、同日施行日前に退職年金、遺族年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつた者については、なお従前の例による。

(特定事務従事地方公務員であつた期間の通算に関する経過措置)

第十三条 改正後の施行法第十条第三項に規定する特定事務従事地方公務員であつた期間を有する組合員で附則第一条第一項ただし書に定める日から昭和五十四年十二月三十一日までの間に退職したものに対する改正後の施行法第十条第三項の規定の適用については、同項中「脱退一時金」とあるのは、「退職一時金」とする。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願(第一四三号)(第一五一号)(第一五九号)(第一七三号)(第一八三号)(第一八八号)(第二四九号)

一、肢体障害者の駐車許可証に関する請願(第二五八号)

第一四三号 昭和五十四年十二月三日受理

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都町田市森野一ノ四ノ七四五

高嶋島夫外千名

紹介議員 阿部 憲一君

すべての子どもに行き届いた高校教育を保障し、昭和五十五年以降の中学卒業生の急増に対応するために地方自治体が自主的に高校増設などの施策の実現ができるよう、国の地方税財政制度を改

善されたい。

第一五一号 昭和五十四年十二月三日受理

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境一ノ四ノ一一

福長笑子外五百名

紹介議員 木島 則夫君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一五九号 昭和五十四年十二月三日受理

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都町田市つくし野二ノ一七ノ四

田村陽子外千名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一七三号 昭和五十四年十二月四日受理

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都国分寺市西恋ヶ窪三ノ七七

五 土屋綾子外千名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一八三号 昭和五十四年十二月四日受理

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都府中市幸町一ノ七ノ三丹

野和雄外千名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第一八八号 昭和五十四年十二月四日受理

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都東村山市諏訪町二ノ七ノ三

一 石川二郎外千名

紹介議員 柿沢 弘治君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二四九号 昭和五十四年十二月六日受理

高校増設のため地方税財政制度改善に関する請願

請願者 東京都昭島市中神町一、二六二ノ一一

市原庵子外五百名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一四三号と同じである。

第二五八号 昭和五十四年十二月六日受理

肢体障害者の駐車許可証に関する請願

請願者 東京都港区白金一ノ一七ノ八障全

協内全国肢体障害者団体連絡協議

会内 木村幸子外十九名

紹介議員 立木 洋君

肢体障害者が社会の中で生きていくために、車ではなく、障害者手帳を持つている本人に駐車許可証を交付されたい。

昭和五十四年十二月二十一日印刷

昭和五十四年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局